

第3章 河川整備計画の目標

第1節 河川の目指すべき方向

奈良県内の淀川流域の河川は、古くから地域住民の生活と密接に関わってきた。また、河川は、地域住民の憩いの場を提供するだけでなく、生物にとっては貴重な生息・生育・繁殖の場としての役割も果たしてきた。

こうした淀川流域の河川を守り、育て、後世へ受け継いでいくことを目的とし、淀川水系（奈良県域）の河川の目指すべき方向は以下のとおりとする。

- ▶ 洪水氾濫などによる災害から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるような川づくりを目指す。
- ▶ 河川がもつ生態系の回廊的役割に配慮しつつ、生物の生息・生育・繁殖空間を保全・再生し、良好な河川環境を形成するとともに、多様な生物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。
- ▶ 地域住民や関係機関と連携し、河川特性や地域固有の歴史・文化を活かしつつ、人々が集い賑わう河川空間の保全・創出を目指す。

第2節 河川整備計画対象区間

本河川整備計画の対象区間は、淀川水系のうち奈良県管理区間とする。

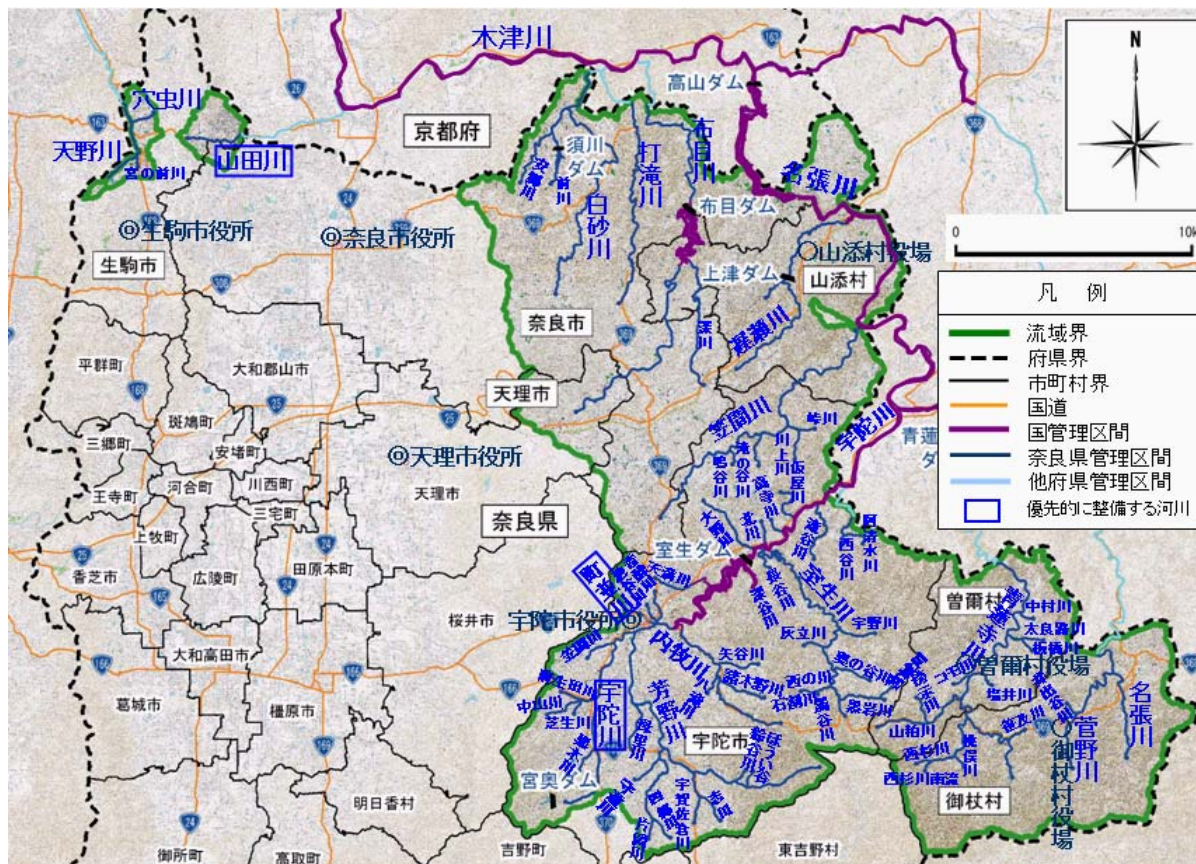


図 3.2.1 淀川水系（奈良県域）流域図

第3節 河川整備計画対象期間

本河川整備計画の計画対象期間は、計画策定時から概ね30年間とする。

なお、本河川整備計画は、現時点の流域の社会状況、自然状況及び河道の状況等に基づき策定するものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等により、計画期間内であっても必要に応じ見直しを行う。

第4節 河川整備計画の目標に関する事項

3.4.1 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標は、河川の大さ、流域の社会経済的重要性、想定される被害の量と質、過去の水害の発生状況、河川整備の費用対効果、上下流および本支川間のバランス、これまでの整備状況、流域の将来の姿などを含めて総合的に勘案し定める。

宇陀川においては、下流の改修状況等を踏まえ、県内の支川と同様に概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨の洪水を安全に流下させ、洪水による家屋の浸水被害等を解消することを目標とする。

町並川においては、下流の改修状況等を踏まえ、県内の支川と同様に概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨の洪水を安全に流下させ、洪水による家屋の浸水被害等を解消することを目標とする。

山田川においては、近年の水害の状況等を踏まえ、高山防災調節池による洪水調節効果と併せて、県内の支川と同様に概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨の洪水を安全に流下させ、洪水による家屋の浸水被害等を解消することを目標とする。

また、堤防、護岸等の既存施設についてはその機能を確保するため、河川管理施設の適切な維持補修や機能改善を実施するとともに、橋梁、取水堰等の許可工作物についても適切な維持管理がなされるように指導する。

さらに、洪水による被害の防止又は軽減を図るため、水防活動、避難勧告の発令や子どもから大人までの地域住民の円滑な避難に資する情報提供等の支援を行う。

3.4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

大和平野へ水道用水を供給していることを踏まえ、関係機関と連携して、社会情勢の変化に対応した適正かつ合理的な水利用が行われるように努める。また、渇水被害を軽減するため、平常時から関係機関と連携し、関係住民に対し渇水に対する備えと節水意識の高揚を図るとともに、渇水時には、関係機関との情報共有を図りつつ、円滑な渇水調整に努める。

また、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息・生育・繁殖地の状況等の観点から、関係機関と連携して河川流量の確保に努める。

3.4.3 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 水質

下水道の整備や地域住民、関係機関が取り組む水質保全活動と連携し、水質の環境基準の確保に努める。

水質事故に際しては、関係機関との情報共有及び現地の対応を迅速に行うことにより、被害の拡大防止に努める。

(2) 動植物の生息・生育・繁殖環境及び生態系

地域住民や関係機関と連携しつつ、奈良県内の淀川流域本来の多様な動植物の生息・生育・繁殖環境や地域固有の生態系を保全・再生する。

(3) 景観

地域住民や関係機関と連携し、各河川の流域の地域特性や歴史・文化にふさわしい景観の保全に努める。

(4) 河川利用

各河川の特性を踏まえつつ、子どもたちや地域住民が集い賑わう河川を目指して、地域住民や関係機関と連携し、自然と触れ合い、憩える場の整備・保全に努める。また、治水・利水・環境の調和を図りつつ、市街地においては、貴重なオープンスペースである河川の安全かつ適正な利用を目的として、関係機関と連携した取り組みに努める。

さらに、関係機関と連携しつつ、不法占用や不法投棄等に対処する。

(5) 地域住民との連携

地域住民にとって豊かで魅力ある川とするため、地域住民や関係機関と連携した川づくりを進める。

また、水害の歴史や自然環境に関する事項など、子どもたちや地域住民を対象とした環境学習や環境教育等を推進する。さらに、地域住民による河川愛護、河川環境保全に向けた取り組みに対する支援を継続する。